

山口県セミナーパークに設置する自動販売機設置事業者募集参加説明書

1 募集概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数等

別紙「販売種別設置内容一覧表」のとおり

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、(公財)山口県ひとづくり財団(以下「財団」という。)が施設の維持管理のため必要が生じた場合は、自動販売機設置に係る契約を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

別紙「販売種別設置内容一覧表」の物件番号ごとに示した設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料等の使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

① 装飾は公序良俗に反しないものであること。

② 可能な限りユニバーサルデザインであること。

ただし、物件番号1、2、4、5は、身体障害者も利用できるものであること。

③ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)

④ 転倒防止対策を施すこと。

(3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また、財団が施設の維持管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 売上手数料率

20.0%以上とする。

4 販売価格

メーカー希望小売価格(定価)を超えない額とする。

5 自動販売機設置に伴う必要経費

(1) 行政財産使用料相当額

① 行政財産使用料相当額は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により山口県使用料手数料条例(昭和31年3月27日山口県条例第1号)の定めるところにより算定され、財団が負担した額をもって使用料相当額とする。

② 行政財産使用料相当額は、財団が発行する請求書により、指定する期日までに全額支払うこと。

※ 令和7年度の1㎡当たりの行政財産使用料相当額（年額）

山口県セミナーパーク一般研修棟、セミナー棟	: 32,421円/年
山口県セミナーパーク管理棟	: 35,394円/年
山口県セミナーパーク宿泊棟	: 25,324円/年
山口県セミナーパーク体育館	: 29,175円/年
山口県セミナーパーク運動広場	: 7,053円/年
山口県セミナーパーク自然ふれあいゾーンエントランス広場	: 173円/年

なお、山口県の条例改正等により額が変更する場合があります。

(2) 売上手数料

- ① 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（税込）に売上手数料率を乗じた額とし、財団が指定する口座に販売実績月の翌月末までに全額振り込むこと。
- ② 設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面により財団に報告すること。

(3) その他の必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、財団が発行する請求書により、指定する期日までに全額支払うこと。
なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と財団が締結した電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

6 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、常時、次のことを遵守すること。

- (1) 「山口県セミナーパークにおける自動販売機の設置による販売に関する契約書」を遵守し、行政財産使用料相当額を期日までに全額支払うこと。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。ただし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないこと。
- (5) 県産品を1品目以上、販売するよう努めること。
なお、県産品とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物（水を含む）又は県内で製造され、若しくは加工された物品
 - ② ①に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品※ 販売の際には、どれが県産品であるか特定できるように、商品又は自動販売機に表示すること。

7 募集に参加できる者の資格

募集に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。

- (4) 募集開始の日から応募の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。
- (6) 県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

8 募集手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて実施する。

この募集に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、財団から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、個人であれば本人、法人であれば主たる事務所の代表者以外の者が書類を提出する場合は、委任状（様式第7号）を併せて提出すること。

(1) 提出書類

		法 人	個 人
①	応募申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	—	○
③	売上手数料率見積書（様式第3号） ※1	○	○
④	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	○	—
⑤	納税証明書 ※2	○	○
⑥	直前1年間の決算書類 ※3	○	○
⑦	県内の営業所等の一覧表（任意様式）	○	○
⑧	委任状（様式第7号）	△	△
⑨	暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）	○	○

※1 ③売上手数料率見積書（様式第3号）は無地封筒に入れ、のり付けをして上中下3箇所
に割印をし、表に、応募者の所在地及び商号を記載すること。

※2 ⑤納税証明書は、下記のを提出すること。

法人の場合、

- ・ 県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書

個人の場合、

- ・ 県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・ 個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の証明書
- ・ 国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書

※3 ⑥直前1年間の決算書類は、下記のを提出すること。

法人の場合、貸借対照表、損益計算書

個人の場合、青色申告者…損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）

白色申告者…収支内訳書、貸借対照表（様式は任意）

※ ④～⑥については写しでも可。また、④及び⑤については、発行日から3カ月以内のもの。

(2) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月25日(水)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 (公財)山口県ひとつくり財団管理部施設課
〒754-0893 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内
- ③ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 応募申込書等必要書類の審査

① 審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月2日(月)までに、下記(4)

③の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 本書に対する質問の受付

本書について疑義がある場合は、財団に対して説明を求めることができる。

なお、選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ① 受付期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで(土曜日・日曜日を除く)の午前9時から午後5時まで
- ② 方 法 「募集参加説明書等に対する質問書(様式第6号)」によりFAXすること。
- ③ 宛 先 (公財)山口県ひとつくり財団管理部施設課 FAX(083)987-1430
- ④ 回 答 令和8年2月17日(火)までに山口県セミナーパークホームページお知らせ欄に掲載するものとする。

9 選 考

(1) 選考日

令和8年3月6日(金) 14:00 山口県セミナーパーク

※選定事業者については、令和8年3月2日(月)までにFAXにて通知する。

(2) 設置予定事業者の決定方法

財団が予定する売上手数料率以上で見積をした者の内、上位5社までを決定とし、販売手数料の高率順位1位から順番に希望物件を1台ずつ選定する。

設置予定事業者が5社の場合は、販売手数料の高率順位1位の設置予定事業者は5台、同2位の者は4台、同3位の者は2台、同4位及び5位の者は各1台とする。設置予定事業者が4社の場合は、高率1位の事業者は5台、以下は4台、2台、2台とし、3社の場合は、高率1位の事業者は6台、以下は4台、3台とし、2社の場合は、高率1位の事業者は7台、以下は6台とする。

なお、応募者が1事業者の場合でも選考を行う。

(3) 財団が予定する売上手数料率以上で上記(2)に該当する見積がない場合は、条件等を見直しの上、再度の公募を行う。

(4) くじ引きによる決定方法

同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより設置事業者を決定することとする。なお、日時については別途通知する。

(5) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 選考結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(7) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、山口県セミナーパークホームページにおいて設置事業者名を公表する。

なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び売上手数料率を公表する場合がある。

10 選考の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 募集に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 募集案内及び募集参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) F A X又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

11 設置予定事業者の手続き

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 補足資料の提出

販売品目一覧表（様式第4号）及び自動販売機の管理関係確認書（様式第5号）、自動販売機のカatalog及び設置面積求積表を、設置予定事業者として選定した自動販売機ごとに作成提出すること。なお、自動販売機のカatalogは写しでも可。

- (4) 行政財産使用許可に係る図面の提出

財団が山口県に行政財産使用許可申請を行うため、設置事業者に決定した者は、令和8年3月13日(金)までに、使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）を提出すること。

12 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第5号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを財団に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを財団に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

13 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を財団に請求することはできない。

14 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかった場合
- (2) 募集に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 財団に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合